

第1章

いくつになっても幸せな社会のために

我が国では、これまでにどの国も経験したことの無い超高齢社会を迎えています。総務省の統計データによると、平成26年9月15日現在の人口推計において、総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合は25.9%となっており、すでに4人に1人が65歳以上で、さらに、8人に1人が75歳以上となっています。栃木県では、平成26年10月1日現在高齢者の割合は25.1%となっています。また、平成24年の県教育委員会が実施した地域課題に関する意識・行動調査(参考資料 資料2 参照)において、栃木県の地域課題について「高齢化」と答えた人の割合は、全項目の中でも最も高くなっています。「いくつになっても幸せな社会」をつくっていくには、どんなことが重要になってくるのでしょうか。

まず、高齢化に関する様々な取組について見ていきましょう。

高齢化に関する取組

【国際的な取組】

- 昭和57年(1982) 第1回高齢者問題世界会議「高齢化に関する国際行動計画」
高齢化に関する最初の国際協定
- 平成2年(1990) 第45回国連総会「国際高齢者の日(10月1日)」制定
- 平成3年(1991) 第46回国連総会「高齢者のための国連原則」を採択
5原則「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」
- 平成4年(1992) 第47回国連総会「1999年を『国際高齢者年』』とすることを採択
- 平成11年(1999) 国際高齢者年
テーマ「すべての世代のための社会をめざして」
- 平成14年(2002) 第2回高齢者問題世界会議「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」

〔健康寿命を伸ばし、高齢者を含む全ての人々の老後の質を上げていくことを目的とした「アクティブ・エイジング」(活力ある高齢化)が世界的に論じられるようになった。〕

【国の取組】

- 平成7年 「高齢社会対策基本法」(「高齢社会対策会議」設置)
- 平成8年7月 「高齢社会対策大綱」
→ 平成13年12月に改訂 → 平成24年9月新たな「大綱」
- 平成18年 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

平成24年9月の新たな「高齢社会対策大綱」では、「人生65年時代」を前提にした高齢者の捉え方の意識変革、若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現、全世代で支え合える社会の構築等が挙げられている。

【県の取組】

- 平成 6年 「栃木県高齢対策推進計画二期計画」を策定
「いきいき長寿とちぎ」の実現を目指して
- 平成 11年 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
高齢者を含むすべての県民が安全快適に暮らし、社会参加が可能となる生活環境の整備の推進
- 平成 24年 「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン 21（五期計画）』」を策定
「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現を目指して
- 平成 26年 4月 「健康長寿とちぎづくり推進条例」施行
「健康長寿日本一とちぎ」の実現を目指して
10月 「とちぎ生涯現役シニア応援センター（愛称 ぷらっと）」開設
第 27 回全国健康福祉祭とちぎ大会（ねんりんピック栃木 2014）開催



超高齢社会では、高齢化により影響を受ける医療や介護、年金、雇用等の社会システムについての課題に焦点が当たりがちです。しかし、平成24年3月に公表された文部科学省「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」の報告書「長寿社会における生涯学習の在り方について ― 人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ『幸齢社会』 ―」では、「新しい高齢者観や価値観を広げるのが生涯学習の大きな役割の一つ」とされ、高齢者による、新たな学習をとおした社会参画、地域貢献の必要性が強調されています。

また、報告書によれば、平均寿命が延びている中、いまだに多くの方が人生60年時代の画一的な人生モデルのまま高齢期を迎えていること、長寿社会が「課題」や「問題」として意識される背景には、高齢者を「すでに役割を終え、社会から支えられる者」という従来の「高齢者観」が反映されていること等が指摘されています。

一方、平成24年9月の新たな「高齢社会対策大綱」では、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、年齢に関わりなく、高齢者の意欲や能力を最大限生かすことができる社会の環境整備を求めています。

これからの社会では、高齢者を含め、すべての世代が、人生60年時代に形成されてきた高齢者に対する固定観念から脱却し、年齢による差別や蔑視などをせず、一人一人が大切な存在であることを自覚し、互いに尊重し合える地域社会を構築していく必要があります。

以上のことから、今後ますます、高齢者対象事業はもとより、すべての生涯学習・社会教育事業で、高齢者の人権に関する視点を取り入れることも必要になってくると考えられます。



高齢者を取り巻く人権問題

前述のように、高齢者を支援するための法律や条例等により社会保障制度の整備が図られてきました。その一方で、近所付き合いや地域社会におけるトラブルの原因として高齢者が関わる事例や、高齢者を狙った詐欺や高齢者に対する虐待等の高齢者の人権に関わる問題等が顕在化しています。

内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」(図1)によれば、高齢者に関してどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「悪徳商法の被害が多いこと」、「経済的に自立が困難なこと」、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」、「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」等が挙げられており、様々な場面で人権に関わる問題が生じていることがうかがえます。



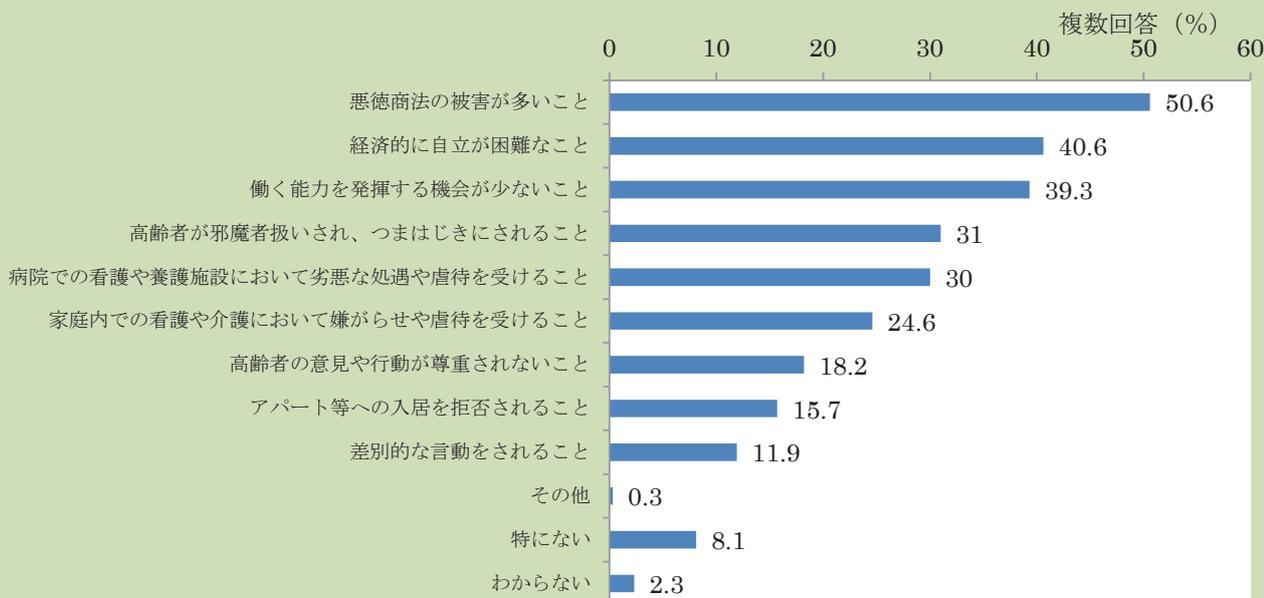
1
「いくつになっても幸せな社会のために」

2

3

参考資料

図1 高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月)

年齢を重ねていくと誰でも、身体面や精神面で衰えが生じることがあります。その変化を受容するとともに、高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと安心して生活できる環境づくりには、高齢者を一概に「社会的弱者」とみるのではなく、長い人生の先輩として高齢者の尊厳を守ることなどの人権的な視点が欠かせません。また、高齢者も含めすべての人が、「自分の人権を大切に、他の人の人権も同じように大切にする」、「自分とは違う考えや行動に対して寛容に接し、違いを尊重する」といった価値・態度やコミュニケーションスキルを身につけ、実践していく必要があります。

高齢者も含め、すべての世代が、お互いを尊重し合いながら、健康で生き生きと暮らせる社会を目指して、今こそ、みんなで協力することが求められています。



1. 基本方針

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」（H23～H27）に沿うとともに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4）、「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」（H23～27）などの趣旨を踏まえ、県内すべての学校、すべての地域において人権教育を推進しています。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成13年11月6日決定

平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実に努め、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供していくことが大切です。

2. 人権教育の目的と内容

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味しています。

本県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とし、教育活動全体をとおして、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。



1
「いくつになっても幸せな社会のために」

2

3

参考資料

人権尊重の精神の涵養

三つの内容

豊かな人間性

生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心などを育てます。

ボランティア活動や自然体験、交流活動など

人権意識

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

様々な人権問題を扱った意図的・計画的な学習

人権が尊重された雰囲気や環境

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくれます。

「認められている」、「公平に扱われている」、「主体的に参加できる」、「居心地が良い」といった雰囲気

3. 社会教育における人権教育



○ 人権教育の推進

人権尊重の精神を涵養していくためには、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育活動において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育むことや人権意識を高めていくことが必要です。

社会教育における人権教育では、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する多様な学習機会を提供し、学習者の主体的な学習を促すことで、人権尊重の理念について理解を深めています。また、公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する学習を取り入れた学級・講座の開設や交流活動等をととした人権教育の推進が図られています。人権教育をさらに推進するため、人権教育学級のような人権をテーマとした事業だけでなく、高齢者対象事業や青少年教育事業、家庭教育支援事業等、人権の視点をもってすべての事業を行い、三つの内容と関連付けて取り組んでいくことが大切です。

○ 学習方法

社会教育における人権教育の具体的な学びの方法としては、「参加体験型」や「講義型」、「広報誌型」などがあります。ここでは、「参加体験型」を取り上げます。参加者を主体とし、体験などを取り入れた手法で、参加者が積極的に他者の意見や発想から、気づき、学び合い、最後にふりかえりをするという学習過程から得られる自らの学びを大切にする手法です。つまり、気づきとコミュニケーションを大切にした手法と言えます。

○ ワークショップ（参加体験型の手法を取り入れた学習）を構成する三つの要素

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（概念、考え方）のもと、**アイスブレイキング（導入）、中心となる活動（展開）、ふりかえり（まとめ）**の三つの要素で原則として構成されます。

統一されたコンセプト

導
入

アイスブレイキング

・学習をスムーズに進めるための和やかな雰囲気づくりや学習テーマに対する下地づくり

展
開

中心となる活動

・学習者の気づきや発見、学びのわかちあいや共有化を図る活動や学習を深めたり、広めたりする活動

ま
と
め

ふりかえり

・学習者の気づきや学びを明らかにし、学習者自身の感想や学習者相互のわかちあいや気づきや学びを行動化へと意欲付けする活動

※ 詳細については、「人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）参照